

公共施設の耐震化整備方針

【建築局】

重要度	分類	主な該当施設
I	S 災害時に最も重要な拠点となる施設	市・区庁舎、消防署、病院、市立学校屋内運動場（地域防災拠点）、土木事務所等
II	A 福祉施設・教育施設	福祉施設、保育所、学校施設（市立学校）
	B 市民利用施設	公会堂、ホール、博物館、美術館、体育館等スポーツ施設、スポーツセンター、公園施設、地区センター、図書館、コミュニティハウス、大学施設等
	C 都市インフラを支える施設	環境・港湾・水道・交通関連施設、卸売市場、斎場等
III	D 上記以外の施設	出先の事務所・事業所、厚生施設、市営住宅等
<p>1 この分類は、災害時における施設利用及び施設の性格で分類したものであり、各々の施設の耐震補強の実施については、耐震性の状況、緊急性、重要性、建替計画との整合などから総合的に判断し、決定される。</p> <p>2 必要があるときは、グループ内の施設間でさらに優先順位を定める。</p>		